入　札　説　明　書

この入札説明書は、令和８年５月 26 日付け令和８年北海道告示第 279 号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

１　契約担当者等

支出負担行為担当者　北海道知事　　鈴　木　直　道

２　入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量　　漁業取締船ほっかい上架修理工事一式

(2) 調達をする特定役務の仕様その他の明細　　別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間　令和８年８月 19 日（水）から令和８年９月 17 日（木）まで

(4) 履行場所　造船所

３　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和８年度に有効な道の競争入札参加資格のうち船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 造船所内に総トン数 60 トン型船舶（軽合金船）を入渠できる引揚船台等の設備を有していること。

(5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

４　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、３の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　令和８年５月 27 日（水）から令和８年６月 15 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

イ　申請の方法　別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 060-8588
北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課
電話番号　011-204-5486

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

５　契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

6　入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道札幌市中央区北３条西６丁目

北海道庁本庁舎１０階１号会議室（送付等による場合は、郵便番号 060-8588

札幌市中央区北３条西６丁目　北海道水産林務部水産局漁業管理課）

(2) 入札日時　令和８年７月６日（月）　午前 11 時 00 分

（送付による場合は、令和８年７月２日（木）午後５時までに必着。）

(3) 開札場所　(1)に同じ。

(4) 開札日時　(2)に同じ。

7　開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

8　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

9　落札者の決定方法

地方自治法施行令第 167 条の 10 第１項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。）第 151 条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　落札者と契約の締結を行わない場合

(1)　落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

(2)　契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11　契約書作成の要否

(1) この契約は契約書の作成を有する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12　その他

(1)　低入札価格調査の基準価格

この入札は、地方自治法施行令第 167 条の 10 第１項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(2)　開札のときにおいて、３に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3)　入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　称　　北海道水産林務部水産局漁業管理課

イ　所在地　　郵便番号 060-8588
札幌市中央区北３条西６丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

ウ　電話番号　011-204-5486（直通）

(5)　前金払は、契約金額の４割に相当する額以内で行う。

(6)　部分払はしない。

(7)　入札の執行

初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

(8)　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(9)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(10)　この入札の執行は、公開する。

(11)　この契約の相手方となった者（以下「契約者の相手方」という。）が契約の締結後（工事にあっては工事完成検査合格後）に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度ついて」（平成 11 年 1 月 28 日付け建設省経振発第８号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成 20 年 10 月 17 日付け国土交通省国総建第 197 号、国総建整第 154 号）による地域建設業経営強化融資制度において、この契約に係る支払請求権について契約者の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(12)　入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。